

## エネルギーの総合的な学習検討委員会 開催要領

## (目的)

第1条 原子力発電所立地県である本県の子どもたちに必要な知識や情報を伝え、エネルギーや環境問題について、主体的に考える環境を整えるため、必要となる教材等の提供や支援体制を検討する。

## (検討事項)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について検討をする。

- (1) 原子力を含むエネルギー・環境教育に関する教材や副読本などの情報提供に関すること。
- (2) 教育活動への支援体制に関すること。
- (3) 体験的な学習の機会提供に関すること。

## (組織)

第4条 検討委員会の委員は、学識経験者等からなる別表に掲げる委員を持って構成する。

- 2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員の任期は、平成14年3月31日までとする。

## (会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、福井県県民生活部原子力安全対策課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成13年7月26日から施行する。